

参考資料1

4月18日時点版

大飯地域の緊急時対応 (全体版)

内閣府(原子力防災)
福井エリア地域原子力防災協議会

資料中に記載の内容については今後の精査・調整により変更の可能性あり

0. はじめに	P.3
1. 大飯地域の概要	P.4
2. 緊急事態対応体制	P.9
3. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応	P.22
4. PAZ圏内の全面緊急事態における対応	P.39
5. UPZ圏内における対応	P.56
6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	P.88
7. 緊急時「ニッゲ」の実施体制	P.102
8. 原子力災害時の医療の実施体制	P.112
9. 国の実動組織の支援体制	P.123

0. はじめに

・この「緊急時対応」は、内閣府が設置した福井エリア地域原子力防災協議会において、関西電力(株)大飯発電所を対象とした原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む地方自治体の地域防災計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。

1. おお い 大飯地域の概要

- 大飯発電所は、福井県大飯郡おおい町おおい ぐん ちように設置している原子力発電所である。
- 大飯発電所は、昭和54年の3月から1号機による営業運転を開始。同年12月に2号機、平成3年に3号機、平成5年に4号機の運転を開始している。

関西電力(株)大飯発電所について

(1) 所在地 福井県大飯郡おおい町おおい ぐん ちよう

(2) 概要

1号機：117.5万kW・PWR
2号機：117.5万kW・PWR
3号機：118.0万kW・PWR
4号機：118.0万kW・PWR

赤字時点修正のみ

(3) 着工／運転開始／経過年数 (2015年11月時点)

1号機：1972年10月／1979年 3月／36年
2号機：1972年11月／1979年12月／35年
3号機：1987年 3月／1993年 2月／23年
4号機：1987年 3月／1993年 2月／22年

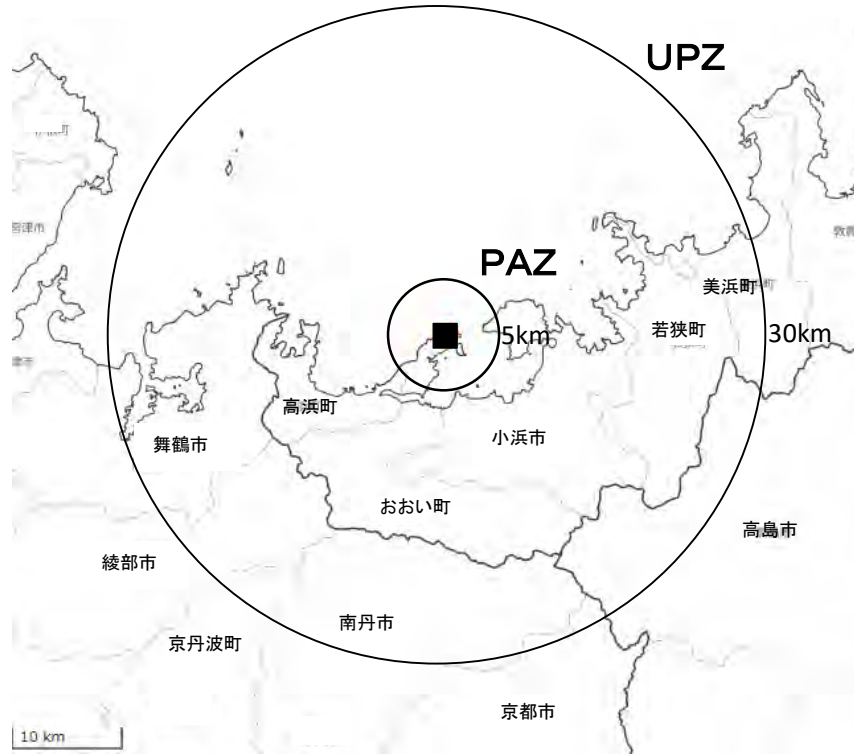
大飯発電所



出典：国土地理院ホームページ(<http://maps.gsi.go.jp/#8/35.496456/135.763550>)
「白地図」国土地理院(<http://maps.gsi.go.jp/#8/35.496456/135.763550>)を
もとに内閣府(原子力防災)作成

原子力災害対策重点区域の概要

- 福井県地域防災計画、京都府地域防災計画及び滋賀県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ圏内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ圏内の対象地区名を明らかにしている。
- 大飯地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内はおおい町、小浜市(福井県)、UPZ圏内は6市5町にまたがる。



<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

1市1町(おおい町、小浜市)

住民数:おおい町748人、小浜市269人

<概ね5～30km圏内>

UPZ(緊急時防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

6市5町(おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町(福井県)、
京都市、舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町(京都府)、
高島市(滋賀県))

住民数:161,993人

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布（一般住民）

➤ PAZ圏内人口は1,017人、UPZ圏内人口は161,993人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で163,010人。

関係市町名		PAZ圏内		UPZ圏内		合計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5～30km圏内)			
福井県	おおい町 <small>おおい ちょう</small>	748 人	281 世帯	7,737 人	2,930 世帯	8,485 人	3,211 世帯
	小浜市 <small>おばまし</small>	269 人	85 世帯	30,095 人	11,810 世帯	30,364 人	11,895 世帯
	高浜町 <small>たかはま ちょう</small>			10,731 人	4,201 世帯	10,731 人	4,201 世帯
	若狭町 <small>わかさ ちょう</small>			15,718 人	5,079 世帯	15,718 人	5,079 世帯
	美浜町 <small>みはま ちょう</small>			10,197 人	3,716 世帯	10,197 人	3,716 世帯
小計		1,017 人	366 世帯	74,478 人	27,736 世帯	75,495 人	28,102 世帯
京都府	京都市 <small>きょうとし</small>			298 人	146 世帯	298 人	146 世帯
	舞鶴市 <small>まいづるし</small>			81,177 人	38,480 世帯	81,177 人	38,480 世帯
	綾部市 <small>あやべし</small>			1,684 人	877 世帯	1,684 人	877 世帯
	南丹市 <small>なんたんし</small>			3,499 人	1,540 世帯	3,499 人	1,540 世帯
	京丹波町 <small>きょうたんば ちょう</small>			286 人	122 世帯	286 人	122 世帯
小計				86,944 人	41,165 世帯	86,944 人	41,165 世帯
滋賀県	高島市 <small>たかしまし</small>			571 人	309 世帯	571 人	309 世帯
小計				571 人	309 世帯	571 人	309 世帯
合計		1,017 人	366 世帯	161,993 人	69,210 世帯	163,010 人	69,576 世帯

昼間流入出入口（就労者等）の状況

- 平成22年度国勢調査によれば、ちょう おおい町及びお ばまし 小浜市全体での他市町村からの昼間流入人口は、約6,094名／日。
- また、平成24年度経済センサス調査データによると、関西電力関連企業を中心に111事業所、約1,559人がPAZ圏内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。
- 昼間、夜間を比較しても人口に大きな差がない。

<昼間流入・流出人口>

	他市町村からの流入人口(人)	他市町村への流出人口(人)	差引増△減(人)
<small>ちょう</small> おおい町	2,129	1,698	431
<small>お ばまし</small> 小浜市	3,965	3,092	873

<PAZ圏内の就労者数>

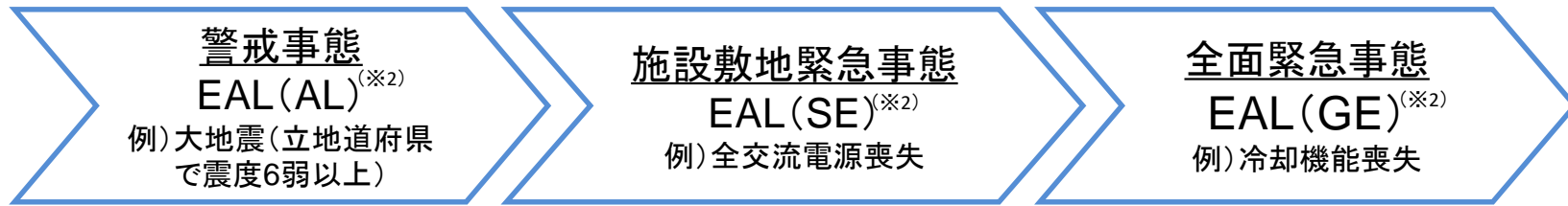
市町名	PAZ圏内対象地区	事業所数	従業員数(人)
<small>ちょう</small> おおい町	<small>おおしま</small> 大島地区	104	1,537
	合 計	104	1,537

市町名	PAZ圏内対象地区	事業所数※1	従業員数(人)
<small>お ばまし</small> 小浜市	<small>かたみ</small> 堅海区	2	7
	<small>とまり</small> 泊区	5	15
	合 計	7	22

※1 事業所は殆ど、民宿や地元の水産会社のため、従業員は殆ど地元住民

2. 緊急事態対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



PAZ圏内
(~5km)

^(※3)
施設敷地緊急事態要避難者の避難・屋内退避の準備開始

^(※3)
施設敷地緊急事態要避難者の避難開始・屋内退避

住民の避難準備開始

住民の避難開始

安定ヨウ素剤の服用準備

安定ヨウ素剤の服用

UPZ圏内
(5~30km)
^(※4)

屋内退避の準備

屋内退避

(※1) EAL(Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準

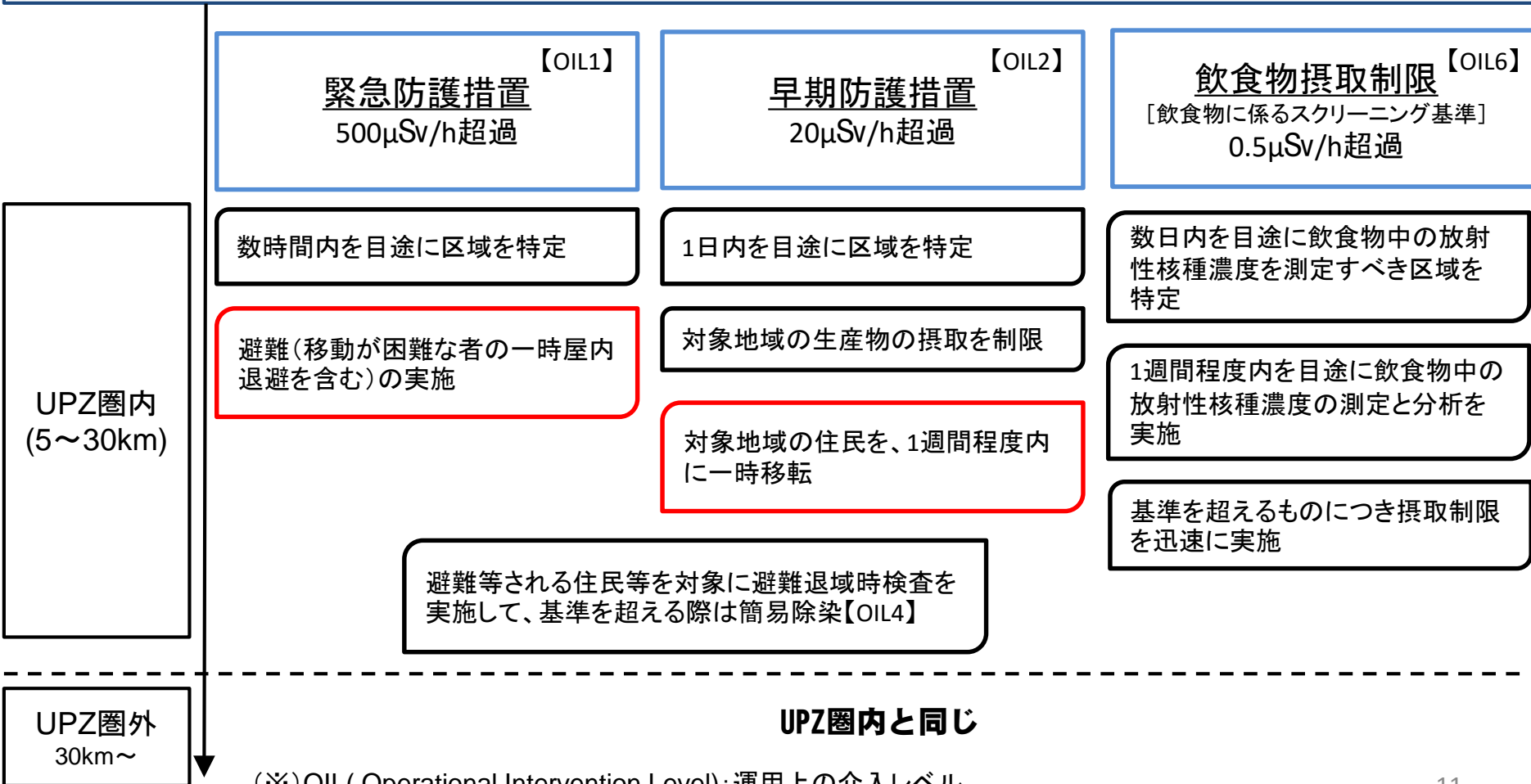
(※2) (AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency

(※3) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)等、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者

(※4) 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ圏内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内を目途に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



(※) OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル

放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

福井県及び関係市町の対応体制

- 警戒事態で、福井県及び関係市町は、災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
- 警戒事態に至らないような事故などが発生した場合においても、県は地域住民の安全を守る立場から、迅速に対応。

(例) 美浜発電所3号機2次系配管破損事故(H16.8.9)・・・県庁に美浜原子力発電所事故対策本部を設置、職員による立入調査を実施



京都府及び関係市町の対応体制

- 警戒事態で、京都府及び関係市町は、災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。



滋賀県及び高島市の対応体制

- 警戒事態で、滋賀県及び高島市は、災害警戒本部を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供を開始。



- おおい町において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合(警戒事態の前段階から)、原子力規制庁及び内閣府(原子力防災担当)の職員が参集し、現地オフサイトセンター(OFC)及び原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、府県・市町村等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。

